

第二十六回
国會

建設省道路局長	富樫 凱一君
建設省住宅局長事務取扱	鬼丸 勝之君

大蔵省主計 局主計官	松永 勇君	常任委員 会専門員	武井 篤君
---------------	----------	--------------	----------

公庫總裁

今日の会議に付した案件

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
参考人の出席要求に関する件

委員長(中山福藏君) ただいまより
 委員会を開会いたします。
 委員長及び理事打合会の結果を御報
 告申し上げます。

本案は建設委員会に付託を希望する

三、

委員長（中山福藏君） 委員変更の件
報告申し上げます。三月二十七

大谷瑩潤君が辞任され、補欠とし

て、衆議院へまた回付されたものでありまして、従いまして衆議院といたしましては、参議院の御意思を尊重いたしまして、修正なくして衆議院の建設

委員会においては可決するという方針を申し合せておつたのであります。ところが本年度政府におきましては、この国土開発縦貫自動車道建設法案の小牧付近それから吹田付近までの

間に三十億の予算を計上いたしておつたわけであります。この法案によりますと、この法案が通過した後に審議会を設置し、そうして予定路線を決定いたしまして、さらに国会において法律

で決定する、こういうことになっております。従いまして、本国会中に時間の関係上それらの手續ができない、こういうような関係で小牧・吹田間を第三三条によりまして、この法案で修正い

それから第十三条における委員が二十八人のところを、高速自動車道の関係上、交通関係におきまして国家公安委員会の委員長を入れることが適当で

あるというような各方面からの御希望がありましたので、これだけ、その他はこれに関する字句の修正でありまして、従いまして、参議院の議決のそのままだという考えでありましたが、本年

度予算を執行する上に差しつかえる部分、それからただいま申しました審議委員に国家公安委員長を一名追加する、この二つの修正の点にのみと定める。これは大筋であります。

○田中一君 内閣からはきょうだれも

10

•

100

10

か、そういう名称はなくて、ただ一般的に道路調査費九千幾らというものの中に入っておるものなのか、そうしてこれは今お話のように、行政をつかさどる役所として、全般的な行政上の調査をする上の路線ということならば使える、路線だから使わしてくれという意思表示があれば可能であるというように御説明なんですか、もう一ぺん伺います。

○説明員(松永勇君) ただいま申し上げました通り、国土開発縦貫自動車道の予定路線の調査ということでは趣旨が異なるから、道路法上の一般道路の調査ということでしたら差しつかえないのではないかと、かように考えております。

なお、前段の御質問の中央道ということを持て予算にうたつておるかどうかという点でございしますが、国会に提案されております予算案には、道路事業調査費となつておりまして、それが特に中央道であるということとは明らかにされておられません。

○田中一君 もしこの法律案のうち、この国土開発縦貫自動車道建設法案にして予定されておるところを道路の調査をさせようとするならば、第十条をこのようにしたならば使えますか、読んでみますが、これは第一項として加えるわけですが、「政府は、この法律の施行後、すみやかに第三、第四、第五の項の規定による国土開発縦貫自動車道の予定路線の決定に必要の基礎調査を行わなければならない」という一項を入れれば、完全に国土開発縦貫自動車道建設法による予定路線の調査をすることができるといふか。

○説明員(松永勇君) ちよつと今いた

だきましたので、まだよく検討をいたしておりましたが、この条項はいずれにしろ十條第一項のいわゆる予定路線に関する法律の施行後の問題だと思ひます。そうしますと、ただいま問題になつております中央道の調査の金を使ひかねないかというところは、この法律施行前、すなわちこの法律を国会に提案するための調査、それは三條第三項から出てくる調査だと、かように考えられますので、このままではちよつとまずいのではないかと、かように思ひます。早々の間でござい

○田中一君 では一般道路の調査という形で、建設省がこの法律案が成立後中央道の調査を行う場合に、大蔵省は本意ながら了解を認めるという態度なのか、あるいは解釈によっては使えるのだというお考えを持っておるか、どつちですか。

○説明員(松永勇君) 先ほども申し上げましたように、国土開発縦貫自動車道の調査として行われることは適当でないという考え方を持っておりますので、まあ実質上、名目を離れて実質上の調査を行わせるために予算を使用してもよからう、こういう考えでござい

○田中一君 その点については衆議院においても相当提案者の間には御議論があり、かつ四千五百万円のその調査費というものをしたいという意思はあつたと思ひます。従つて提案者に

伺いますが、今大蔵省当局の答弁を聞きますと、この法律案通りならば、成立後といへども中央道の調査はできない、というのが一応の結論であります。解釈であるように伺ひますけれども、それで提案者はよろしいのでございませうか。

○衆議院議員(中島慶君) この点につきましては、衆議院といたしましていろいろと議論のあつたところであり

○田中一君 その点については、衆議院の建設委員会としましては意見が一致は——意見の一致と申しますが、をはかつたことはありませうけれども、審議の過程におき

○委員(長) (中山福藏君) 速記を起して。○田中一君 その点で、中央道の調査をするというところでなく、この法案で指定している予定路線の調査をするのでなく、一般道路調査という形で行

○委員(長) (中山福藏君) 速記を起して。○田中一君 その点で、中央道の調査をするというところでなく、この法案で指定している予定路線の調査をするのでなく、一般道路調査という形で行

○衆議院議員(中島慶君) まだその点につきましては、衆議院の建設委員会としましては意見が一致は——意見の一致と申しますが、をはかつたことはありませうけれども、審議の過程におき

○田中一君 建設大臣に伺ひますが、この法律案が通過いたしまして成立いたした場合は、実際の調査は内閣のどこが担当するように考えておりますか。

○田中一君 その点については総理大臣と……、この法律案は、総理大臣もあなたもこれは提案者でありますか

ら、この法律案の内容はよく御存じのはずであります。従つてこの法律案が通つた場合にはどうするのだということは、総理大臣とも話し合つてござ

○田中一君 今年の二月六日に、運輸大臣並びに建設大臣が高速自動車国道の取扱ひについての協定書と申します

○田中一君 今年の二月六日に、運輸大臣並びに建設大臣が高速自動車国道の取扱ひについての協定書と申します

○田中一君 その点については総理大臣と……、この法律案は、総理大臣もあなたもこれは提案者でありますか

はなつておりますけれども、実際の面においては、あの八項の修正によつ

これは衆議院の提案者として伺うわけでございますが、その点の御意見

て、現在電源開発が年間四、五百億の

あることは御承知の通りでありまして、私どもはやはりこの権限の点につ

○説明員（松永勇君） 最初申し上げましたように、国土開発縦貫自動車道と

しての調査と銘打って調査するという事は、やはりこれは総理府の事務なるものではなからうか、すなわち三条に総理大臣が決定すると、その決定という事は、ただ決定という事実だけではなくて、それを中心としたいろいろな調査とか審査とか、そういうものが一体となつて一つの事務というものが行われてゆく、官庁の職務権限を行う場合にもそういうあり方が妥当な姿である。そういうふうな考へておられますので、国土開発縦貫自動車道としての調査決定と一体となるべき調査、そういうものを建設省が行うという事は、これは建設省設置法から見れば適当でないのではないかと、そういう調査としては、やはり総理府が行うべきものではないかというふうな考へられるわけでございます。しかし一方建設省は、道路一般の問題としてそれを調査する、あるいは建設するという職務を与えられておりますので、その調査として行つて、それがまたまた一致すると、ある時点からそれを総理府に移すというふうなことになるかと思ひますが、事務のあり方としてはそこにごちないものが出て来はしないか、こういうふうに感ずる次第であります。

○委員長(中山福蔵君) 特にお願ひしておぐ、私は委員長としていろいろ議論しておつてはほかの方に非常に差しつかえと思つて遠慮しますが、その点は思想的の問題の対立というものが法律的に表れてくるのじやないかという気もしますが、一つ十分御検討をしておいていただきたいのですが、ただ便宜的に一応法律の解釈をそういうふうな持つていかなければ、この場合おさまらないということにな

れば、これはすべてが便宜的に扱われたいと、将来に悪影響を残すものであるから、その点から私はあなたに御質問を申し上げておるのですが、一つ十分御検討していただきたい。これだけお願いしておきます。

ちよつと速記をとめて下さい。

午前十一時三十八分速記中止

午後零時三十七分速記開始

○委員長(中山福蔵君) 速記を起し

○田中一君 この法律案が成立いたしましたら、まだ建設省並びに運輸省に計上されております本年度予算の中の道路調査費の金が、スムーズな使用が不可能であるというふうな見解を大蔵省は示しております。これはまことに残念な話であつて、この法律案は二十二回会で提案以來熱心に促進して参つたところのわれわれといひまして、やはり合理的な使用が可能なのが望ましいのであります。従つてこの法案の実施ということになりましたら、われわれの責任でございますから、適当な方法でこの計画実施のための予定路線の策定というのに対して十分に資金が使えるように、近い将来にお取り計らい願ひたいと思つておるのです。そういう点の提案者として意思があるかどうかの問題をまず伺ひたいと思つておるのです。

○衆議院議員(中島巖君) ただいまお尋ねの点は、先ほど参議院の建設委員会においても議論の中心点であるように拝察いたしましたのでありますが、また衆議院の建設委員会におきましても、その点が議論の中心でありました。それから本年度の予算に計上したる消化につきましましては、衆議院といひまして

でも、この事業の促進のためにぜひこれを消化するようにみな希望いたしておるわけでありまして、それで御質問の点の本年度予算の消化という点と、それから第三条第三項の「内閣総理大臣」並びに第五条の「内閣総理大臣」に対して、建設大臣並びに運輸大臣に訂正したかどうかというふうな意見につきましても、衆議院といひまして、非常に議論の中心点であつたのであります。従ひまして、提案者といひましては、今後運営の上におきまして円滑を欠くような面が出て参りますれば、この点は大いに研究して考へねばならぬ点であるということをおし上げておくわけでございます。

○田中一君 私は提案者に申し上げたいと思つて、希望するところは、これは議員提案でありますから、内閣はこの計画を進める上におきましてですね、円滑を欠くような運営ならば、その点は提案者において修正されるべきことが一番望ましいと思つておるのです。これが政府の意思だけでこの修正がなされぬように、四百三十名の提案者を代表する中島さんと二階堂さんにお願ひしておきます。

同時に、内閣の一員である国務大臣としての南條さんに伺つておきたいのは、われわれの意思が今申し上げたような点でございまして、なお提案者もそのような考へ方を持つておられるというのならばです、提案者としての南條さん、建設大臣としての南條さん、国務大臣としての南條さんが、やはり妥當なる話し合いを進められて、そのような点の改正へお進み願ひたいというところをお願い申し上げておきます。その点についての御意見を伺つて、私

のもう質疑はやめますから……。

○国務大臣(南條徳男君) ただいまのお尋ねにつきましては、建設省といひまして、また私個人がこの中央縦貫道路の署名者の一人といひまして、十分この国会の総意でありまして中央縦貫道路ができるだけ早く、そうしてりつぱに完成することが望ましいのであります。それがためにいろいろ政府としての権限、あるいは処置等が摩擦のないように円滑にいく方法を、また法律上、法制上処置されることが望ましいわけでありまして、この点についていろいろ今日まで皆さんの御苦心があつたことは多とするのであります。が、どうか今回のこの四千万円の調査費の使途の方法につきましても、私どもは十分な完備なものとは考へませんけれども、先ほど申しました趣旨によつてできるだけ善処して、そして国会の意思もこれを尊重し、また将来これに対する完備を期するための法制上の処置につきましまして、今後の国会の審議の場合に十分御考慮を願ひことを私は皆さんにお願ひ申しまして、この法案のすみやかな通過をお願い申し上げます。

○委員長(中山福蔵君) それでは、質疑を終了することに御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○村上義一君 この法案は、さきに参議院において修正されましたので、もともとの法案は非常に高邁な理想を掲げられておるものであります。高邁な理想であるだけに、実行についてわれわれ非常に考えさせられたのであります。

今回衆議院において第三条を修正せられ、少くとも小牧、吹田間の路線が決定し、そしてこの地については實際に何してきかと言ひ得るのであります。しかも政府におかれましては、過日米の審議の過程にかんがみまして、政府の方でも、この建設調査費の四千万円を充當することについて、さらに建設費の三十億を充當することについて、先に二月六日でありましたか、運輸大臣、建設大臣の協定書の閣議決定に際しまして、これが使用及び実行について了解が成立してある趣きであります。第三項の第三項につきましまして、今後永久にこの三項の明文にかんがみましますと、円滑なる運営がどうかと危惧の念を持たざるを得ないのであります。この点については困難な事態が発生するということを予見せられるような場合には、あらかじめそれぞれ適切な手段を講じられることと考へられますが、まあ諸般の事情にかんがみまして、本案は賛成して、このまま通過せしめたいと私考へるのであります。本案に賛成いたします。

○石井桂君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案になつております国土開発縦貫自動車道建設法案に賛成の意を表します。

この法案は、国土開発という大きな目的を持つ法案でありまして、画期的なものであり、今日の道路行政に寄与

に回付しましたので、もともとの法案は非常に高邁な理想を掲げられておるものであります。高邁な理想であるだけに、実行についてわれわれ非常に考えさせられたのであります。

○石井桂君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案になつております国土開発縦貫自動車道建設法案に賛成の意を表します。

この法案は、国土開発という大きな目的を持つ法案でありまして、画期的なものであり、今日の道路行政に寄与

に回付しましたので、もともとの法案は非常に高邁な理想を掲げられておるものであります。高邁な理想であるだけに、実行についてわれわれ非常に考えさせられたのであります。

○石井桂君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案になつております国土開発縦貫自動車道建設法案に賛成の意を表します。

この法案は、国土開発という大きな目的を持つ法案でありまして、画期的なものであり、今日の道路行政に寄与

前から持っておりまして、法律改正も取り上げてもらいたいということを私の意思として、常々主務省にお願ひしたことも数回に及んでおるのであります。それが、それぞいろいろな経緯がありまして、今日まで国会にその改正案が提案されませんで過ぎ去りましたことは、非常に遺憾にたえません。が、今回ようやくそれが提案いたされたので、どうか皆様方の御賛同を得まして、実現し得ますように、ひたすらお願いを申し上げる以外にない次第でございます。どうぞよろしく御了察をいただきます。

○田中一君 もう副総裁になる候補者がはつきりときまつておると私は思うのですが、今まで二十七年の内部規定できめた、その副総裁ときめた方が、今度おやめになって別の人が来るのですか、それともその人がそのままはつきりした身分で副総裁になるのですか。どういふ考えですか。

○参事(鈴木敏一君) 何分人事にわたります事柄で、具体的に正確にはこの場合お答えいたしかねます。ただ一言申し上げたいのは、今回法律で副総裁という一職務を明らかに認め下することとなりまして、いよいよもつてその地位は、私どもの政府機関に關する限り、私に、ことに任命権を持つております範圍におきましては、最高の人事と申しますか、最大の人事と申します。か、私としても慎重に考えまして、実現するべく熟慮いたしたいと考えております。ことには、これも現行法にございます通りであります。が、理事につきましては、任命権は総裁にございますけれども、「主務大臣の認可を受けて」、こういうことに

なっております。今回の改正法律案で、副総裁の任命につきましても同様な字句に相なっております。私の任命権とは申しませんが、これは完全な任命権でございせんので、主務大臣、すなわちこの場合私のところへ申しますと、大蔵、建設両大臣に承認を得なければならぬということになっております。で、正式に承認を得ます以前に、事実行為としましては、あらかじめよく御相談しまして、御相談の上一致したところで公式に承認を得る、こういう手續に出ます次第でございます。ただいまこの場合、どうきまつておるかおらぬかというお尋ねでございます。きわめて私としてはお答えしにくいのでありますけれども、その辺をもつてお答えにかえさしていただきたいと思ひます。

○田中一君 二十七年から今年までには四年たつておるわけでありまして、今まで内部で副総裁と称します方が、任期はいつかはつきり知りませんけれども、少くともこうして国会におきまして、私がこういふような質問をするのは、氣持よくないのです。まことに残念な話でありまして、ことに今まで副総裁という名前を内部で使つておつた方にしてみれば、これはまことに考へてみますとお氣の毒な次第であつて、これは一に監督官庁であるところの建設省が、これに対する道義的な責任は感じなければならぬと思ひます。希望するところは、その今までの副総裁、こういう形の地位におつたという人は、おそろく副総裁としての適任者であるかと思ひます。従つて人事の問題は、むろん法律にありまします。主に主務大臣等に相談の上きめるとい

うことになつておりますけれども、できるなら、任期がまだ続くのであるならば、その方がすね、まあその人を副総裁という職につかすのが私は正しいのじゃないかという考えを持つておりますので、できるならばそのような配慮をしていただきたいと思ひます。府に申し上げておきたいと思ひます。それに對して鬼丸君、どういふお考えを持つておるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 大臣の氣持をそなたくした形のような意味で申し上げますが、考え方といたしましては、ただいま住宅金融公庫総裁が申し上げましたように、今回の新しい副総裁制度が、皆様の御審議の結果生れましたならば、最適任者をあらかじめ大臣と総裁の間において十分相談なさしまして、そつして認可する方針でございます。

○委員長(中山福藏君) ちょっと私関連してお尋ねしておきます。その副総裁というのを法律上規定してかかるというのには、総裁事故あるときは総裁に代行する職務を行うということになるのですか。ちよつと聞いておきますが、それで今まで副総裁という名義を用いられて同じ代行ということをやられたのなら、今度法律で認めるのと認めないのと副総裁というのは二様に考へられるのですか。この意味が何と申しますか、その代行せられた行為の法律上の価値というものは違つてくるように考へますが、その点はどうなるのですか。

○参事(鈴木敏一君) 私からお答えしてよろしいかどうかと思ひます。が、現在総裁についての規定が第十條の一項にございまして、すぐ二項に、

理事についての職務権限が規定してございまして、理事は、総裁の定むるところによつて公庫を代表し、それから総裁を補佐して公庫業務を掌理する、でしたか、ということが職務権限になつておりますので、理事でも公庫を代表し、あるいは総裁を補佐して業務を掌理するといふことはできない限りではないのであります。まあいわば現在内部規定だけで一人の理事を指名しまして、いわゆる副総裁にしておつたというのでもまあその条文から出たお次第であります。ただこれが内部規定でその十條の現在の第二項に足場を置いて、内部規定だけでやつておるといふ場合と、法律上副総裁そのものをはつきり選任及び職務権限をお定めになりまして、それによつて副総裁が任用されるという場合は、やはり外部に對する何といふ場合は、法律上どちらかというところ、それは一そう法律上の力がはつきり明確に加わる、公庫を副総裁として代表し、あるいはまた総裁を補佐して業務を掌理するといふようなことがはつきりして重みが加わる。それからまた外に對しまして、副総裁の法律上の行為といふことはめつたにはないと思ひます。正式の法律行為は、ただまあ総裁が欠員であるとか事故があつた場合に総裁の名においてすべきものを副総裁がかわつて法律行為を営む、契約をするといふようなことはもちろん大いにあり得るかと思ひます。現在までの内部規定の副総裁でありましますから、法律行為、すなわちこの公正契約でありますとか、他の人格者と契約を結ぶとか、そういうことには副総裁名で処理いたしたことがござい

まして、現実職務を離れたことがなかつたのですから、そういう場面も実は出てこなかつたかと思ひますけれども、現実ありまけんかつたけれども、内部規定だけの、かりに副総裁といふことでは、そういうことは実践上遠慮すべきものだ、少くも法律上はあつては無効だといふ議論は成り立つたかもしれません。少くも実践上は遠慮すべきものだといふふうに考へておりますけれども、これを法律ではつきり明定されましますならば、そういう場合に當りましても、堂々と実は総裁の代行といふことが有効に成り立ち得るかと思ひます。

それからもう一つは、内部の役職員に對する取りまといといふようなことが、やはり内部規定だけでよりも、法律に基く副総裁としての職務権限といふことが明定されましますならば、たとえば今まで、またこの改正後も理事及び副総裁加えて五名出すことは変わらないのであります。が、この五名がそれぞれ前歴なりそれからいろいろな關係が複雑と申しますか、なつておりました、その意味でも総裁がこれを統轄掌理するといふことは当然でありますけれども、その下を受けて副総裁が一応の統一的掌理をするといふことがきわめて内部に對しても明瞭に、しかもたやすく行へるか、かように考へた次第でございまして、こういうことは、前から実は実現を私としてせいでい希望しておりましたが、今日ようやく初めてこういう提案になりました、非常に私としても多年の本懐を満たしたいだけだと、こういうことで非常に喜んでおるやうな次第でございまして、一応こゝにあつて申し上げます。

○委員長(中山福藏君) もう一点尋ねておきますが、結局第十条に總裁の職務権限と、それから理事の職務権限というものがはっきりしておりますね、そうすると、副總裁という名義を五年間用いられたという事は——このたび修正せられんとする職務というものを、自副總裁と申しますか、合議によるところの副總裁と申しますが、その副總裁という名義を用いられてやられたという事は、これは法律に基かずに結局修正案と同じ行為をやられておったのですか、どうですかそこは。結局明確化するというのですから、それをやっておられたのではないですか。

○参考人(鈴木敏一君) 大体たゞいま委員長からお尋ねのような事であると思し上げざるを得ないと思ひます。ただ總裁が不在のとき、もしくは故障のある場合において、理事がこの總裁の職務権限を代理する、代行するといふことが現在の規定——将来も続くわけですが、その規定によりまして、理事中のだれかをあらかじめ——もし總裁が故障もしくは不在の場合において、これこれの理事が總裁の代理をするんだという事をあらかじめきめておくことが実情に合ひますし、とつさに總裁が病氣になつたとか、欠員になつたということが生じても、いつ何とときでも当然の代理者があらかじめあるということが便利であり、また現在のお説の十條の二項においてそういうことを予想して規定がございますので、それをある理事者中の特定人を指名しておくといふことが便利であり、またその法文に基いてするならば、これは内部規定といふこと

も、十條の二項にも總裁の定めるところによりといふことが、結局そういうもの一つに包含されておるだらうといふような當時研究をいたしたわけでありまふ。當時法制局の方にも念のため相談いたしました、それはまあ決して違法ではあるまい、よからうと……。

○委員長(中山福藏君) いやもうわかりました。そこで一点だけだめを押しておきますが、規定のない理事が、副總裁としての今度修正せられんとする、期待される職域の範圍を、いわゆる理事としての職域の範圍を逸脱して、副總裁という期待される人がなければならぬ行為をやつておつたときには、五年間の行為というものは法律上有効が無効か、これだけだめを押してお尋ねしておきます。

○参考人(鈴木敏一君) 原則として公庫法十條第二項に、總裁の定めるところにより、總裁の故障……もしくは代表するとか、代理するとかいふこともございまして、法律上は有効と思つております。しかし先刻申し上げたように、いわゆる副總裁をしてその名において法律行為を実行したというところは現実、過去にございせんので、法律行為としてどうかという点の御疑念に當るようなことは、過去においてないといふことに御承知おき願ひたいと思ひます。

○田中一君 これは鬼丸君に伺ひますが、どうも住宅公庫法並びに道路公庫法のときに、この役員の問題については数々議論を尽しているのです。どうも政府はこれに対して一貫した意思を持つておられないといふことがはつきりしたわけなんです。たとえば三つの

国家機関に準ずる公庫、公団を見ましても、住宅金融公庫法では總裁一名、理事五名以内、監事二名以内になつております。それで先般でき上つた道路公庫法でも、これは役員として總裁一名、副總裁一名、理事六名以内及び監事二名以内、ところが住宅公庫法ではこれはもうずいぶんこの問題は論議したので、政府はその非を悟らず強弁をして、このまま押し通してゐるのです。公団法はこうなつております。

總裁一名、副總裁一名、理事五名以上及び監事三名以上、こういう規定があるわけなんです。そこで役員に対する思想統一がないじゃないかという点を再三再四繰り返して当委員会が政府に追及しておるのですが、それを改めない。だからこういう現行法ができておるのです。従つて一番古くからできたところの住宅金融公庫としては、ほかと見合ふならば、副總裁を置くことに對して私は反對するものではない。ないが、事業が相當ふえて、一千億以上の融資があり、またその事務も相當にあるといふならば、なぜ理事を一名減員して四名にするかという点であります。もう一ぺん数字を申し上げると、住宅金融公庫では總裁一名、理事五名以内、監事二名以内、住宅公庫法では役員として以上とか、それかたまたま提案されておるところの住宅金融公庫法の一部改正のように、あえて一名の理事を減員するかという点について、おそれくわれわれをこまかすような答弁はできずしてよろけれども、明確な答弁は

できないであらうと思ひます。なるほど道路公庫は請負人にまかす、住宅公庫も請負人にまかすのですが、おのずから自分で建設をやるわけなんです。住宅金融公庫は一種の金融機関であつて、金は二百億であらうと、一千億であらうと、一千五百億であらうと、これは事務的な扱ひは職員の問題であつて、大差ないと思ひます。大差ないと思ひますが、今總裁に言わせれば、相當伸びておりますといつて、かなり仕事は忙しいでしよう。そうすると減員する理由は見当らないのです。副總裁を一名増員するといふことは考へられても、理事を一名減ずるといふことは考へられない。ことに以上とか以内とかいふような、こつちした思想統一のないような法文の並べ方といふものは、私は納得いかなひのです。こういう点についてはどういふ考へを持つておりますか。説明する根拠がございますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) お尋ねの第一点の公庫、住宅公庫、道路公庫、この三つの機関の役員の数め方が、人数その他非常に不統一であるといふ点は、まさにその通りでございまして。法律に規定してあるところはさうつてないといふことは事実でございまして、それぞれ根拠法律が制定された時期は御承知のように違つておりました、その当時、制定當時政府部内でもいろいろ議論があつたのでございまして、公庫は今の五名以内といふ規定の仕方、私その当時の詳細な議論は承知いたしてございせん。その後、御承知のように住宅公庫が三十年に法律として制定されましたが、住宅公庫法の場合は、現実的な仕事を

相當やつていく、將來また現業業務が伸びるであらうといふようなことかから、実情に合せて役員をふやし得るやうに制度としてはきめておいた方が便利ではないかといふような議論をいたしまして、結局そのような考へ方で、以上といふ形で政府の案もきまつて、国会の御審議も経たわけでありまして、道路公庫の場合におきましては、政府部内の考へ方も、住宅公庫の場合と少し變つてきまして、どうも以上といふのは少しおかしいじゃないか、率直にこれは申しますが、やはり以内とすべきである、もう役員もなるべく最小限度の人員でやつていくように考へるべきであるといふようなことから、やはり以内といふような点については、これまたいろいろ国会でも御審議願つた状況で御承知の通りでございまして、公庫と同一ような表現形式に相なつたのでございまして。まあ私もいたしまして、ここで簡単に以内に統一すべきであるといふふうには申し上げかねるのでもございまして、いきさつはさういふいきさつであるといふことを申し上げておく次第であります。

それからもう一点の、今回の副總裁の設置に伴ひ理事一名を減ずるといふのは、提案の趣旨説明からいつてもどうかといふような御意見のように拝聴いたしました、それは理事一名減ぜられないことの方が望ましいのでございまして。しかしながら、いろいろ政府部内におきまして、この点も慎重に討議されました結果、一名を減ずる、まあ金融機関的な性格を持つ公庫としては、少数精銳の役員構成をもつて業務

の執行に万全を期するといふふうに考
えるという趣旨のもとに、一名減とい
うことに相なつたと考えておるのでご
ざいます。

○田中一君 どうもそれはもう鬼丸君にそっくり強い迫及をしてもしょうがないと思うのですが、全くこうした国家機関の傍系的な機関を作るのに、これはあり得ないのです。われわれは住宅公団法のとくにも、反対理由の一つとして、以上という点をあげた記憶があるのです。なぜかという、以上という無限大に広がるのです。以内という、はつきりした制約がある。御趣

旨の非常に高能的な運営をやつて、あまり国民に負担をかけないという衷情はわかるのですが、以上というきめ方などは、これはお話にならないのです。私はいつも公國そのものの、公庫を作るときに、特定なる役員の顔を想像しながら、顔を頭に描きながら、ああ、どうも一人がどうした、あれはどうしてもいなければならぬから一名ふやそうじやないか、普通二名だが三名にしてくれないかと、こういうようなことが今の形になつたのじやないかと思つのです。そこで私は今鬼丸さんの御説明じや納得しません、これは絶対納得しません。従つて住宅金融公庫だけが四名にしても仕事ができるかどうかの問題、これは鈴木總裁はおそらく政府と相談して、あなたがもし御自分の事業をすつかり見ておつて、今言つたように一千億以上の貸付になつて事業が伸びておるといふことなら、どうしても副總裁一名を増員してほしいと、こういうような要望があつてしかるべきと思うのです。仕事が伸びておるなら伸びておるように、おそらく少

し伸びておるはずでございます。従つて総裁としては四名でいいのか、また他の二つの公団が相当あなたの方と比べてみますと規定が違つておるのですね。副総裁というのがどうしても必要ならば、副総裁をもう一名増員するののがしかるべきなんです。この点について率直に、総裁何もあなたは國民のために——任命権は内閣が持つておるののために——國民のために事業を遂行しておるのですから、率直にあなただけの現在やつておる業態から見ての、お考えを披露していただきたいと思うのです。

○参考人(鈴木敏一君) その事柄については、すでに主務省を代表されて鬼丸局長代理からも申し述べられた中に、理事は減じない方がどちらかといえ望ましいと、こういう一言がありました。たのすが、公庫総裁の私の立場から申しまして、鬼丸局長代理の申されたことは至極同感であります。ただし、まあできるだけ謙抑な態度で、まことにわれわれの職務は庶民階層のためにという考え方で今までのところ進んで参つたのでありまして、できるだけ内部の者が一致団結をいたしまして、政府の意図する範囲内において極力勉強励精でありたいと、かように考える意味合いから申しますと、ただいまのところ政府提案の理事四名という結果で満足するのはかはないかと存じます。ただし先ほど申し上げたように、今までもほぼ同じようなものが少数ありましたが、今度の中高層耐火建築の貸付方法はこれは実践してみんと何ともはつきり申し上げにくい点がございます。こうあるだろう、あああるだろうというただいまのところ想像し

かできぬ次第でございますので、この政府提案のままで閣議裁は設けていたたくけれども、理事はかわりに一名減という原案のままでお認め願うとして、実現した上で今度の新しい貸付方針、金額においても戸数においても、今度は在来の、三十一年度までの実績から申しますと、著しく私どもからいへば任務と負担がふえておる、かように考えております。その三十二年度分を極力遂行するべく努力いたしてまいります、どうしても足らぬという場合に、その実践の体験上から、政府主務省等にわれわれの意図するところを、

実践の結果をひっさげて希望を申し入れられるような機会もあるかも知れません。しばらく実際に行動してみたい、かように私としては覚悟を、決心をしておる次第でございます。御了承を願っております。

○田中一君　今総裁の言葉の中に、答弁の中に政府が任命するとなつておりますけれども、そのもとではすよ、国会なんです、衆参両院なんです。政府はただ提案するにすぎません。これを四名に減ずるか、現状にするかという意思は、国民の名において国会が持つておるのみなんです。政府は持つておりません。両院の決定において政府がそれを遂行するにとどまるんです。

従つて総裁は率直に自分が過重な事務負担を預かるということは非常に苦しいと、政府に訴える必要はございませんから、そういう点は国会に訴えてしかるべきなんです。われわれはそのためにどうしても一名の理事がなくちゃならないんだという認定をいたしますと、たとえ政府が提案したものであつても、意思がどうあろうとも、実際に

仕事をやる面のあなたの意思というものの、あなたの現在の運営の状態というものを勘案して、理事の一名の増員は容易でございます。これは政府の意思でござまるべきものではございません。こういう点に総裁は何か思い違いがあるんじゃないかと思えます。政府の意思なんというものは一応提案された案として出ておりますけれども、決定するものは国会でございます。従つてもしオーバー・ワークとなるといふならば、われわれは副総裁一名の増員という点に修正して、あなたの御要望にこたへたることも可能なのでございますか。

ら、その点は率直にお述べを願いたいと思っております。何も政府に遠慮することとは一つもございません。それがどうかというのを率直にお述べを願いたいと思います。これで十分であるというならば、そういうように御答弁を願いたいと思っております。で、東丸住宅局長も、もしも現状は副総裁一名増員の方がいいんだというならば、これを修正して一名増員ということでもつてきめることも可能でございますから、それも含めて率直にお述べを願いたいと思っております。

○参考人（鈴木敏一君） 重ねてお尋ねに対しましてお答え申し上げます。私先ほど来申し上げたのは、国会が中心であるという田中さんの御意見ともどもではないかと考えております。ただ私どもとしましては、在来理事五名おりましたのが、そのうちの理事一人が正式に法律上副総裁として、国会でお認めになった副総裁になるということとは、私どもの立場から申ししましても一歩前進なのでございます。理事の総数五名でなく、そのうちの一名が正式

の天下晴れての副總裁としてお認めを願うということでありますから、まずそれで三十二年度の事業執行に當つてみたい、實踐の上でどうしてもこれではたえがたい、過重な負担である、單に總裁の私の負担のみならず役員全体の過重な負担である、なかなか国家なりの政府なりの意圖されるところを十分に果し得ないという見込みが實踐上立上りましたら、そのみぎりはその通り申し上げて増員をお願いすることがあるかもしれません、かように申し上げておる次第でございます、しばらく時間をかざしていただきたい、かように

申し上げておく次第でございます。以上をもつてお答えといたします。

○政府委員(鬼丸勝之君) 私からも一言だけお答え申し上げておきますが、ただいま總裁から申されましたことと全く同趣旨でございます。将来公庫の運用の実態を見きわめました上におきましては、将来はさらに検討をいたしたいと考えております。

○田中一君 この住宅公団の方の以上という規定をしたような問題も、これはまことに奇怪至極なんです。これは私どもといたしまして、もう再三再四口をすづぶくしてほかの法文と同じように以内にきめたらどうかという点を申し上げたはずなんですが、とうとう当時の自由党並びに民主党、緑風会の同意を得られなかったために、やむを得ずこういう規定になっておるのであります。私は今の住宅金融公庫の現状、いわゆる理事以外の副總裁というものがどうしても必要なんだというの考え、方の上に立つて考える場合に、五名の理事が四名に減員することはいいとは思っておりません。私はやっぱり過重

な責任を負うことにはなりはしないかという懸念があるのです。総裁は時をかしてくれとおっしゃるけれども、現にそういうことは現われておると思うのです。数々の新しい業務が加わって参っております。まあ今日までは金を貸すだけの業務がございましたから、あまり事故はございませんで、けっこうと思っております。住宅公団なども地方に参りますと、数々の問題を残しておるのです。これもやはり監督業務といえますか、相談する業務の責任者の上に相当十分でない人間の配置があつたのじゃないかと考えておるわけでございますけれども、これは一つ住宅公団における役員の規定のごとき、こうしたものは、これはやはり鬼丸さんの方の所管のことですから、何とか改めるようなことを考えなければならぬと思うのですが、この法に關連して、あなたどう考えておられますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 住宅公団法の規定しております役員の規定の仕方につきましては、将来の機会におきまして、検討を加えて参りたいと思つております。

○西田信一君 鬼丸局長代理にお伺いします。今度の法律改正におきまして、中高層耐火建築物に対して貸付の道を開いたということに対しては、私は非常にけつこうなことだと思つて、ただその内容において明確でない点が数点ございしますので、順次お尋ねしたいと思つております。

まず第一にお聞きしたいのは、現行法において今度削除になりますのが、十七条の第六項にあるのですが、「人の居住の用に供する相当の部分有し」という字句で従来表現されておつたの

が、今度の改正案では「相当の住宅部分を有する」というふうに変るようになっておられますが、これは表現の仕方が違つて、実際には全く同意義であるのかどうか、何か相違があるのかどうかお尋ねいたします。

○政府委員(鬼丸勝之君) 従来の十七条六項の規定におきましては、ただいま御指摘のように「人の居住の用に供する相当の部分有し」と云々ございします。今回新たに追加されました第七項の規定におきましては、「相当の住宅部分を有する」と云々と規定してございします。これは本質的にあるいは理論的に異なる質のものであるとは考へておりません。ただ実際のこの立案の考え方申し上げますと、今回は原則は二分の一程度の住宅部分を有するものと考へておられますけれども、防火建築物、あるいは防火建築物にまたがる部分、あるいは防火建築物にまたがる部分におきましては、この二分の一が四〇％なり三〇％になりました。そういう建築物を対象にしたいといふふうに考へておられます。その住宅部分が多少少くとも、そういう地域においてはこれをとり上げて参りたいという気持を持っております。

○西田信一君 そういたしますと、ただいまの説明で、次の私の質問に対して若干の答えがあつたように思つておりますが、「相当の住宅部分を有する」ということは、どの程度かといふことをお尋ねしたかったのであります。従来「人の居住の用に供する相当の部分」という字句よりも今度の「相当の住宅部分を有する」というのは、若干緩和された意味において改正字句が用いられている、こういうふう

に解していいのか、そうして先ほどお答えの中にありましたが、原則は五割であるが、あるいは三割ないし四割の住宅部分でも対象に考える場合がある、このように解してよろしいのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 御意見の通りでございます。

○西田信一君 次に御尋ねをいたしましたのは、今度の十七条の第六項におきまして、いわゆる土地の合理的な利用及び災害の防止という目的のための貸付と、それから目的は同じかと思ひますが、防火建築物におけるとこの建物の貸付と、こう二つに区分されていまして、そうしてその貸付条件は一方は三階建て以上に限られていて、一方はおきましては、将来三階建てにする二階建ての建物まで貸し付け、こういうふうになつていくようにございまして、お尋ねをしたいのは、この前段の土地の合理的な利用及び災害防止というこの目的から言ふならば、防火地帯内において取り扱ふと同様に、将来三階建てに貸し付けるところの二階建て建物でも貸し付ける必要があるのじゃないか、その方が適当じゃないか、こういうふうにも考へられますが、これに差異を設けている理由はどうか、点にありませうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま西田先生から御指摘のように、第一条において追加された目的の規定におきましては、「土地の合理的な利用及び災害の防止に寄与するもの」といふふうに規定いたしておりますので、まあ両方の効果をねらつてゐるわけでございます。ところで十七条七項の業務に關する規定におきましては、防火建築

帯の区域と他の地域と区別いたしました。この点は一般の地域並びに防火建築物におきまして、お話をうかがうと高層化と災害防止、あわせて徹底させますために、むしろ同様に三階以上というふうに考へることが至当であるという議論も出るわけですが、あるいは御指摘のように、防火建築物を特に二階建てに認めなければ、一般の地域もそれにならわしたところかという御意見も出るわけでございますが、この点につきましては、現在の耐火建築物促進法におきまして、防火建築物につきましては特別な御承知のように助成措置を講じておるのでございます。で、それと相呼応いたしまして、現行規定のおきましてはやはり三階以上の建設を予定した構造とした二階建てのものに認めておる。こういう特例がずっと今日まで行われておりました。これはやはり防火建築物を急速に建築せしめて整備いたしますには、一挙に三階建てにさせることでは、かえつて建ちにくいという面があるもので、三階建てを予定した構造とした二階建てを認めていこう。こういうことで、防火建築物の早急なる整備を実現する趣旨でこの規定を設けておりました。従いまして、防火建築物だけはそういう例外的に考へまして本則と申しますか、原則的には三階以上で高層化、すなわち土地の合理的な利用及び災害という両方の効果をねらつていこう。こういうふうな考へて従来の経緯を引き継ぎまして、区別しておるような次第でございます。

○西田信一君 御説明ですが、私はその考え方はどうも納得いかないのです。帯の区域と他の地域と区別いたしました。この点は一般の地域並びに防火建築物におきまして、お話をうかがうと高層化と災害防止、あわせて徹底させますために、むしろ同様に三階以上というふうに考へることが至当であるという議論も出るわけですが、あるいは御指摘のように、防火建築物を特に二階建てに認めなければ、一般の地域もそれにならわしたところかという御意見も出るわけでございますが、この点につきましては、現在の耐火建築物促進法におきまして、防火建築物につきましては特別な御承知のように助成措置を講じておるのでございます。で、それと相呼応いたしまして、現行規定のおきましてはやはり三階以上の建設を予定した構造とした二階建てのものに認めておる。こういう特例がずっと今日まで行われておりました。これはやはり防火建築物を急速に建築せしめて整備いたしますには、一挙に三階建てにさせることでは、かえつて建ちにくいという面があるもので、三階建てを予定した構造とした二階建てを認めていこう。こういうことで、防火建築物の早急なる整備を実現する趣旨でこの規定を設けておりました。従いまして、防火建築物だけはそういう例外的に考へまして本則と申しますか、原則的には三階以上で高層化、すなわち土地の合理的な利用及び災害という両方の効果をねらつていこう。こういうふうな考へて従来の経緯を引き継ぎまして、区別しておるような次第でございます。

○西田信一君 御説明ですが、私はその考え方はどうも納得いかないのです。帯の区域と他の地域と区別いたしました。この点は一般の地域並びに防火建築物におきまして、お話をうかがうと高層化と災害防止、あわせて徹底させますために、むしろ同様に三階以上というふうに考へることが至当であるという議論も出るわけですが、あるいは御指摘のように、防火建築物を特に二階建てに認めなければ、一般の地域もそれにならわしたところかという御意見も出るわけでございますが、この点につきましては、現在の耐火建築物促進法におきまして、防火建築物につきましては特別な御承知のように助成措置を講じておるのでございます。で、それと相呼応いたしまして、現行規定のおきましてはやはり三階以上の建設を予定した構造とした二階建てのものに認めておる。こういう特例がずっと今日まで行われておりました。これはやはり防火建築物を急速に建築せしめて整備いたしますには、一挙に三階建てにさせることでは、かえつて建ちにくいという面があるもので、三階建てを予定した構造とした二階建てを認めていこう。こういうことで、防火建築物の早急なる整備を実現する趣旨でこの規定を設けておりました。従いまして、防火建築物だけはそういう例外的に考へまして本則と申しますか、原則的には三階以上で高層化、すなわち土地の合理的な利用及び災害という両方の効果をねらつていこう。こういうふうな考へて従来の経緯を引き継ぎまして、区別しておるような次第でございます。

で、耐火建築物促進法の取扱いと同列に扱いたいという単なるその理由であるとするならば、非常に薄弱であると思ふのです。それで、私は二階に下げろというのじゃなくて、同じ三階にするのだが、近い将来に三階建てを予定した構造というのでありますから、土地の合理的な利用及び災害防止というこの目的に沿うという見地からすれば、当然二階建てであるが、近い将来に予定されておるものを認めるということとはむしろ必要じゃないか。災害防止という、土地の利用という点を考へないで災害防止という点だけから考へるならば、まあ中高層であるから該当しませんが、平屋でももうこの耐火構造のものは進めていきたいのです。が、平屋はもう中高層といふことには入らないのですから、三階建てで待つておる。将来三階建てにするものを促進する、こういうものを促進するといふ意味からいふならば、むしろ二階建てで、将来の予約されておるものについて二階建てまで認めてやるということが、むしろこの法律を作る趣旨に沿うのじゃないか、こういうふうには考へるわけですが、そういうふうにはお考えになられないでしょうか。同じことをお尋ねするようですが、もう一度……

○政府委員(鬼丸勝之君) 先ほどお答えいたしましたので内容的には尽きることになりましたが、多少言葉があるいは足らなかつたかと思ひますが、今回中高層耐火建築物につきましても、従来の足貸しの制度の趣旨を踏襲いたしまして、都市全体の中でも防火建築物には重点をおいて、この帯状の防火帯を一つ早急に耐火建築物で埋めていき

た

い、こういう気持が非常に強いのでございませう。従いまして、そのためには二階建のものでも三階の構造を予定したものを認めよう。ほかの地域は初めから三階で二つやっつてもいい。従って、あるいはほかの地域につきましては、その軒並みにどんどんできるというわけには参らないかもしれませんが、防火上の要請を防火建築帯については相当強く考えて参りたい、こういうことでございませう。

○西田信一君 次にこの融資条件についてでございますが、今度のこの適用を受けますのは、店舗、事務所と住宅とがくつついたものでございませう。これが住宅と店舗とが別々の事業主体といえますか、建築主が異なるという場合でも適用を受けると、こういうことでしょうか。これは別々に貸付の申請をしてもこれは貸付の対象になるのかどうか。この点はいかがでございませうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 御指摘のような場合には、まあ一種の共同建築のような形態に考えて参りたいと思ひますので、設計は両者で、まあ二つの機関なら二つの機関でよく相談してもらひまして、一緒に連名で出していただく。工事も一つ一緒にやっていたらいいというふうに考えておきます。

○西田信一君 たとえばまあ店舗等は企業家がやると、それからその上に公営住宅が乗ると、それからその上に公営住宅等とは別な資金措置が考えられるわけではございませんか、そういうことが実際に申請するといふようなことが、そういう場合にはたまたま思ひこ

れは区別して、一方に将来この上に公営住宅を建てるのだという事で、こういう条件つきで融資をし、その上に公営住宅なら公営住宅として建てるといふことがあつても融資の対象になり得るのかどうか、こういう点はいかがでございませうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 店舗部分の上に公営住宅なりあるいは協会住宅等を乗せませう場合、将来といふことで不確定なものであれば、ちよつと店舗部分だけは先に建つたら融資するというわけには参らぬと思ひます。従いまして、やはり設計は一本でいいし、實際一緒に工事をやるのだといふことで申請してもらひまして、ただ公営住宅の場合には御承知のように別途の公営住宅としての手続が別に県なり市から出てくるわけではございませうので、そこが少し公営住宅の場合ダブるような、余分な手数がかりますけれども、そういうふうな扱ひで参りたいと思ひます。

○西田信一君 それはわかるような気がします。ただ、まだわからない点がある。そこで設計は一緒にすると、ところが建築の主は全く異なるわけですから、公共団体と個人と異なりますから、そこで従つてこれは共同に請負に出すといふようなこと、共同に建築をする、事業をするということが不可能な場合もあり得る。従つて時間的な何と申しますか、差異というのか、おくれというのか、こういうものが生ずる場合があるかと思ひます。そういう場合でも差しつかえないのか。それからまた公営住宅でなくて、個人が住宅を建築する場合に、従来の制度によつて安い金利の金を借りてやると、こういう場合もあると思ひ

ますが、そういう場合でもこれは二つに切り離して、同時に合同設計であつて、それが引き続いて行われるという場合には対象になり得るのかどうか、その点がどうもわからないのでございませう。

○政府委員(鬼丸勝之君) 設計は一本でできておつたけれども、建築主が別々だから業者も違ふという場合もあり得ると思ひます。その場合多少工事の実施期間がずれてくるということもあり得ると思ひますが、その場合は実情によりまして、なるべくそういう場合を救済して参りたいと思ひておられます。それから先ほどちよつと申し落しました、共同的な建築でありまして、建築主が違ふわけではございませうが、公庫との関係におきまして、たとえば協会住宅と個人が両方やつた場合には、それぞれ債権債務の関係はやはり別々になるということではございませう。

○西田信一君 次に御尋ねしたいのは、住宅を含めて借ります場合には、償還期間は十年であつて、金利は六分五厘と、こういうことになる。住宅の方についてもそういうことになると思ひますが、従来公庫の貸付は住宅については五分五厘でございまして、この場合この住宅部分については償還期限も、あるいは金利も同じような扱いをすることが住宅政策の上から言へば適當であらうと、こう考えるわけではございませうが、この住宅部分について切り離して考えるといふことは、そういうお考えはどうして持たれないのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 御指摘の点につきましましては、中高層耐火建築物自体として住宅部分につきましても融資を受ける場合には、まあ産労住宅等のかね合いを考えまして、六分五厘でやつていただくといふふうにはいたしたものでございませう。従いまして御指摘の点は、なお御意見のように一般個人住宅としての貸付あるいは分譲住宅、賃貸住宅等他の一般貸付によります分に、その当該住宅部分は一般貸付の五分五厘で貸し付けられるわけではございませう。住宅部分のみは五分五厘になりませうから、私もどうもいたしませう。これは一つの方針でございませうが、中高層耐火建築物そのものとしての融資を六分五厘、十年間で請負という方はもちろんのことではございませうけれども、でき得べくんば協会、公社等の一般貸付による住宅を店舗部分の上に乗つて参るようによつて指導方針としては推奨して参りたい、かように考えておる次第でございませう。

○西田信一君 最後に総裁にお尋ねしておきますが、この法律が通りましてこれが働きました場合に、いわゆる土地の合理的利用及び災害防止という見地から貸し付けの中高層耐火建築、それからもう一つは防火地帯内に設ける耐火建築につきまして、来年度どのくらい希望と言ひますか、申し込みがあるというお見通しでありますか。大体公庫としてはどの程度の要望があるかといふことについてのお見通しを伺ひたい。

○参考人(鈴木敏一君) いわゆる中高層耐火建築物と申しますか、それに対する貸付資金といたしまして、ただいま国会に提出されておられますけれども、その方の予算案では四十八億見積つておられます。それからもう一つの災害復興住宅についてもお尋ねがあつたように聞き取りましたが、その方につきましては約十億四千万見込んでおられます。ただ災害の方は申すに及びませうし、ことに中高層の方も相なるべく全部消化し尽すように、各関係都道府県その他のお力添えを得まして、貸付のあふれることと申し込があることを希望して参りますけれども、これは初めてのことでありますので、申し込みをとつてみませんか、今果してどのくらいになり得るか、四十八億に達しないか、四十八億を超過して、ある部分は査定しなければならぬか、どういふふうになりますか、ただいま確言は申し上げにくいところでございませう。

○西田信一君 私は予算のことは承知しておるのです。ただ予算はこれであるが、こういう制度を設けるに當つて非常に要望があつて、その要望にこたへる、また政策としても適當であるところの見地から、こういう改正を行おうとするものと思ひます。そこで予算案で四十八億もつてあることについて、もちろん根拠があると思ひますが、非常にこういう要望があり、法律を制定し、かつ、こういう道を開く、こういうことであらうと思ひますので、非常に要望があるのかどうか、今のお話では何とか努力して消化したいといふ非常にちよつと期待に反した答へでございまして、大体どういふ見通しであるかといふことをお聞かせ願ひたかつた。

○参考人(鈴木敏一君) 特に御指名でお尋ねでございましてからお答え申し上げます。ただ、かくのごとき法律改正案を提案された主務省の考え方としては、宅地がなかなか得がたい。ことに大都市の比較的都市部ですね、そういう

る所の土地が存外十分に利用し尽されておらぬ。かりに利用しておつても、かえつて木造の一階建くらいのものが銀座の通りにもあるといふとき状況は、都市の構成上非常に遺憾であるから、全部この土地を十分に利用し、あるいはまた耐火建築物で充満したい、こういう改良の意図を持つて提案された部分が非常に多いかと思ひます。そういう分子が多いかと思ひます。私の方の在来の公庫法で、いわゆる全貸しと称しておりますが、あるいはまた足貸しと申しまして、上に庶民住宅を乗つけて、その重荷を支えるため下の基礎主要構造部に貸す。両方やつておりますが、その間の状況を見ますと、はなはだ遺憾ながらわれわれの企図するごとき大都市の都心部にこの二カ年間の経験ではかえつてないのです。われわれのあまり希望しないと言つては語弊があるかもしれませんが、地方の中小都市あたりにかえつて希望があつた。これは全貸し並びに足貸しの制度が制定された初年度の昭和三十年度のときは、東京都内になし、それから大阪市内になし、かえつて中小都市に熱烈な希望があつたといふので、これらの応接、並びに指導と言いますと少し語弊がございますが、折衝にはわれわれも非常に苦心いたしました。これは新しい制度でありますから、宣伝普及も十分に……、われわれが不完全な結果よく理解されなかつた点もあつたかと思ひますので、今度の中高層耐火建築物の融資につきましても、前の事例にもかんがみまして、その宣伝と理解を特に主務省におかれてもそうでありますが、われわれも努力しなければならぬ。やはりこの中高層

の貸付は政府機関たるわれわれの実施の方針といたしましては、五大都市と申しますか、六大都市の比較的都心部、それと中小都市におきましては、耐火防火建築物帯内の指定された内部といふようなところへ超重点的に力を入れて、集約的の宣伝と御理解をいただくように、そういうことでいきたい、現場の私どもの考え方を申し上げるとその通りでございます。

○石井桂君 関連して。
今、忘れちゃいけないものですが、無理に割り込んだのですが、中高層の制度を建てるために十七条の七項に、「中高層耐火建築物並びに防火建築帯」云々と書いてあつて、そして「且つ、主要構造部を耐火構造とし」と書いてあるのです。そうすると簡易耐火構造には融資がないように十七条七項に書いてあるのですが、ところが説明には簡易耐火構造には貸す書いてあるのだが、どっちがほんとうですか、ちよつと忘れてはいけません。のだから聞いていたのだけれども。十七条の新しい七項です。

○政府委員(鬼丸勝之君) 七項の「且つ、主要構造部を耐火構造とし」といふのは、二階建の建築物、その二階建にかかるといふふうに御了解を願ひたいと思つております。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○政府委員(鬼丸勝之君) 中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○政府委員(鬼丸勝之君) 中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○政府委員(鬼丸勝之君) 中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○政府委員(鬼丸勝之君) 中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○石井桂君 二階建にかかると、どういふふうに読むのですか。簡易耐火構造ではないかと思ひます。中高層耐火建築物という概念は前に定義で言つておられますので、これは簡易耐火構造のものでも差しつかえないといふふうに考へております。つまり第二条の六号に定義を規定いたしておりますから。

○参考人(鈴木敏一君) ただいまのお尋ねにお答え申し上げますが、中高層耐火建築物の貸付につきましては、府県市町等に貸付の決定を代行させる意図はございません。むしろこれは希望していろいろな難点もございまいし、それからまた貸付の審査決定ということは非常にむずかしいと予想しております。まあ十分に慎重な態度で公庫みずから当るていの覚悟、態度でなければ正當なる貸付を得るということとはなかなか難事であると思ひます。ただまあ設計などにつきましてはある程度——ただいまきめておりません。きまつておりませんけれども、ゆだね得る相手が大都市等でありますならば、あるいは府県であるならば考え得る面もあるかと思ひます。よく一つ慎重にこれは国会の御趣旨等も幸ひまして、熟慮してきめたいと思つております。

○田中一君 少くとも公庫が融資住宅に対してその審査をゆだねておるといふ目的から見ても、この建築基準法を掌握している東京を含める六大都市、そして言へば東京以外の五大都市は、せめてそうした意欲を市民に徹底させるためにも、これを代行させるという考えはございせんか。

○参考人(鈴木敏一君) 先ほどの御質問の際に一部お言葉がございました災害復興住宅につきましては、緊急を要する簡易にしてかつ迅速な貸付をというのが一般の要望であるし、また国会の御要求でもあるように考えます。立法の趣旨もそこにあると思ひますから、これは法律では貸付の決定はこの限りにあらずとございませうけれども、なるべく迅速かつ簡易な貸付の決定が

できますように公庫がきめるのでありますけれども、さような取り計らいを実施上工夫して多量に、かように考えております。ただ中高層耐火建築物の方はむしろおそい方がよろしいと申しませんが、拙速より巧遅を尊ぶ、かようなふうに考えておりますので、十分慎重な手続と態度で貸付の決定、つまり貸付に至ります審査等につきましまして、中高層耐火建築物はさうに取りはかつて参りたい、心組は以上の通りでございませう。

○田中一君 懸案になつておりましたところの大都市に対する建築基準法の業務は、五大都市には委譲をさせてございませう。従つてこれは今あなたがおっしゃる通りに、巧遅な実施がつかさどれる適當なる都市ではなからうかと考えておるわけでございます。原則的に小さな都市にまで及ぶということとは考えられせんけれども、少くとも建築基準法の行政をつかさどつて五大都市にはこれをまかすというような点は考慮されておられますか。

○参考人(鈴木敏一君) 今直ちにまかすという決心まではついておらぬことは事実でございます。けれども、建築基準法のいわゆる特定行政庁として六大都市がきまつたのでありますから、実際ににおいて建設基準の審査等におきましては、よほどまかせたと同じ結果になるように生み出すことが近い将来にできると思つております。

○田中一君 御承知のように、先ほど総裁が言つておられるように、五大都市には需要が少いということをおっしゃつておられるのですが、これはPR運動が足りないので、市長は自分の市の繁栄をはかるためにはいろいろな方法をとつ

てゐる。単なる都道府県という行政機関以外の市町村の方が熱意が強いじゃないかと思ふわけなんです。そこで私はせめて建築行政を持つておるところの市には当然まかすべきじゃないかと、むしろこの際には、ただ大阪府の例をとつてみますと、大阪市内には今まで皆無だと思ひました。しかし大阪府を離れたところのほかの都市においては、中都市においては相当あつたのだらうと思ふ。従つて大阪市の場合は、大阪府役所にそれをまかせれば、これは相当希望する点が多うございませうと思ふのです。従つてその建築行政を担当しておる五大都市にはこれをまかせなすつた方が、このあなたの事業が今度の中高層建築の場合でも徹底し、需要が相当起つてくるのじゃないかと、こう考えるわけなんです。ことに耐火建築促進法に基く共同建築にいたしましても、八〇%の人が承認すれば二〇%は強制収用されるというふうな法文もありまして、この場合には事業を遂行するのはやはり市が遂行しなければならぬことになつております。従つてあなたの方でもう少し実態をつかんで、一面簡素化を行つていく点からみてもその資格と申しますか、準備がある、受け入れ態勢がある市には当然行わしめる方が目的達成の促進になるのではないかと、こう考えるわけなんです。従つてそういう点はやはり相談とか何とかいう範圍のものではない。だから建設省の方ではそういう五大都市に対してはどういう……これは公庫自身が考えて決定すべきものでありますけれども、どういう指導をするつもりか、伺いたしたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 五大市から御指摘のような中高層耐火建築物に関する関係業務の委託についての要望も聞いております。なお五大市の所在する府県の意向も、これはほとんど聞いておられますが、近く聞いてみたいと思ひます。かれこれ十分これらの地方公共団体の意見を聞きまして上で、適切な措置をとるよう、公庫の方にも指示を申し上げますが、意見を述べたいと思つておられますが、私の氣持をいたしましては、先ほど申し上げましたように、また田中先生からも御指摘がありましたように、特に五大市におきまして、今回の新しい制度を積極的に具現してもらいたいという希望を持つておられますので、できるだけ能力のある五大市につきましましては、業務の委託を考へてもらいたいと思つております。ただその場合も、その所在する府県がやはりそのほを向かないように、お互いに市と府県でなるべく協力し合うような態をとつてもらうことが望ましいと存ぜられますので、やはりその点を十分考慮の上で、一つ最善の措置をとつていただきたいと思います。かように公庫に対しては希望を持つておるようなわけでございますが、具体的に、これからなお十分検討した上で措置をいたしたいと考えております。

○田中一君 この中高層耐火建築物の点は、ここまではつきりと土地の合理的な使用と災害の防止と、そして住宅という点が訴えられてあるわけなんです。そこで総裁は先ほど十分にこの三つの目的を達成するための一番の該當する土地というものは、主として大都市であるのだということを言つておりました。しかしそれが全然ないので弱つて

おるのだということになりますと、都道府県というものは、そこまでの力が及ばないのではなからうかということが考えられるわけなんです。そういうしますと、今鬼丸さんが言つておられるに、もう試験済み、住宅では試験済みなんです。御承知のように大都市は、あるいは大都市と言ひますか、五大市というものは区を持つてゐるところもございませう。あるいは市を持つてゐるところもございませう。結局身近かになつて、その市民の利益のために、防災と土地の高度利用と住宅難解決という、三つのこの柱をもつて、ひざ詰めでこれを活動するによつてのみ解決するのではなからうかと思ふのです。従つてもう鬼丸さんはさういうふうに進めて、指導したいとお考えを持つておられますが、先ほど総裁の御答弁によると、もう試験済みなんです。従つてこの際もう割り切つて、ことに建築行政を持つておる、建築行政というものを自分で握つておるところの五大市には、当然府県に与えられたいというものを移すべきであるという考えを持つておられます。都道府県で現在持つておられますところの窓口というものは、そのまま残されるものなんです。その市当局はその行政区画内の点にとどまらずから、市以外の、五大市以外の都市、市町村に対しては、当然府県がやるべきであらうと考えております。総裁自身の口から今までの現状をお述べになつておられるのだから、私はさういふふうな一つの意見を注文をつけておるわけなんです。これは鬼丸さんの今の答弁にあわせて、総裁から率直な見解を伺いたいと思ふのです。それでまた今後どうするかという問題

は、御指摘のようにならうかという要望も聞いております。なお五大市の所在する府県の意向も、これはほとんど聞いておられますが、近く聞いてみたいと思ひます。かれこれ十分これらの地方公共団体の意見を聞きまして上で、適切な措置をとるよう、公庫の方にも指示を申し上げますが、意見を述べたいと思つておられますが、私の氣持をいたしましては、先ほど申し上げましたように、また田中先生からも御指摘がありましたように、特に五大市におきまして、今回の新しい制度を積極的に具現してもらいたいという希望を持つておられますので、できるだけ能力のある五大市につきましましては、業務の委託を考へてもらいたいと思つております。ただその場合も、その所在する府県がやはりそのほを向かないように、お互いに市と府県でなるべく協力し合うような態をとつてもらうことが望ましいと存ぜられますので、やはりその点を十分考慮の上で、一つ最善の措置をとつていただきたいと思います。かように公庫に対しては希望を持つておるようなわけでございますが、具体的に、これからなお十分検討した上で措置をいたしたいと考えております。

は、御指摘のようにならうかという要望も聞いております。なお五大市の所在する府県の意向も、これはほとんど聞いておられますが、近く聞いてみたいと思ひます。かれこれ十分これらの地方公共団体の意見を聞きまして上で、適切な措置をとるよう、公庫の方にも指示を申し上げますが、意見を述べたいと思つておられますが、私の氣持をいたしましては、先ほど申し上げましたように、また田中先生からも御指摘がありましたように、特に五大市におきまして、今回の新しい制度を積極的に具現してもらいたいという希望を持つておられますので、できるだけ能力のある五大市につきましましては、業務の委託を考へてもらいたいと思つております。ただその場合も、その所在する府県がやはりそのほを向かないように、お互いに市と府県でなるべく協力し合うような態をとつてもらうことが望ましいと存ぜられますので、やはりその点を十分考慮の上で、一つ最善の措置をとつていただきたいと思います。かように公庫に対しては希望を持つておるようなわけでございますが、具体的に、これからなお十分検討した上で措置をいたしたいと考えております。

も、抽象的なそういう言葉じゃなくつて、少くとも建築行政を握つておるこの市の市であるならば、その市にさせようという、もう少しつづめて考えますと、五大市にはこれを移譲させる方針でいこうというような答弁を願えるならば、私はまことに幸いであらうと存ずるのです。それがまた総裁が今まで足貸し住宅をやりにながら、それが徹底されなかつたという点を補つてあまりあると思うのです。その点御答弁願います。

○参考人(鈴木敏一君) お答え申し上げます。田中委員さんからの御質疑中の御意見はよく実情を御承知で、実情をうがった御意見と存じます。十分傾聴に値すると思ひます。なお御趣旨を奉じまして善処したいと思ひます。ただ先刻私から御答弁申しました全貸し、足貸しの際の、大都市の都心部に申し出が少なかつた、これは当時初年度のことでもあつたし、われわれも宣伝普及に特別の工夫と努力をいたし、かつまた関係府県、市等とともに、その方に力を加へまして、三十年程度あたりの失敗のようなことにならぬように努めたいと、かように申し上げたのでありまして、御趣意とそういう点では一致した考え方と思ひます。

それから五大都市はもちろんです。が、六大都市に建築基準法の施行が最近移りました。それに関連して公庫の設計審査等の点については十分考へておりますので、中高層の耐火建築物の貸付関係におきましても、御説の通りこれを一つの考え方として実行して参りたい、鬼丸住宅局長等の御答弁と決して矛盾するものではない、かように申し上げ得ると思ひます。

○田中一君 まあ鈴木さんの人柄で、ものをほつきり言わぬ方だから、大体私の考へておる方向に進むものであらうと解釈して、その点の質疑はその辺りにしておきますが、もう一つ伺いたいのは、結局この仕事をきめる、遂行する、完全に遂行する上において一番の問題になつておるのは、利害に対する理解です。これが徹底しておらんことなんです。この得たという印象を与えますと、喜んで奉仕をするのが日本の国民性なんです。損な場合にはなかなか奉仕はしない。この場合はやうな方が得なんです。その土地を提供し中高層建築をやるといふことが得なんです。これが徹底されなかつたところに難点があるのであつて、これは公庫の運営と申しますか、これが一番大きなポイントになると思ひます。まことに総裁はまじめな方であつて、言ひ方によりますと、石橋をたたいて渡り過ぎるのじゃないか、もう石橋さんもおらんのです。それから、かわりに岸に沿つて流れるように、一つ幅のある生きた実施をしていただきたいと思ひます。どうも地方の声を聞きますと、鈴木さんはまじめすぎて、かたすぎる。かたすぎるというところは法律を守るといふことでございまして、今度のものも二分の一といふものに限り置けるのでなく、二分の四・八ぐらいならまあ認めようという法律の措置ができております。一つこの精神を体して、運用の妙をこれから選ばれますところの副総裁とともにうまくやつていただきたいというところを要望いたしまして、私の質問は大体この辺で終ります。

○委員(中山福蔵君) ちょっと皆さんにお諮りいたします。特定多目的ダムの審査のため、参考人として弁護士野間海造君、東京大学助教授加藤一郎君の出席を求めたいと存じますが、これは時間の関係上特に皆さんにお諮りしてきめたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。なお出席の日時は明二十九日午後一時にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。なお出席の日時は明二十九日午後一時にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○田中一君 石井君の動議に賛成いたします。

○委員(中山福蔵君) それでは討論を省略して、採決に入ります。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員(中山福蔵君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(中山福蔵君) 御異議ないと認め、よつてさう決定いたしました。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

石井 桂	岩沢 忠恭
西田 信一	田中 一
小山邦太郎	斎藤 昇
中野 文門	内村 清次
大河原 一	北 勝太郎

出がありました。撤回されましたから、さう御承知願ひます。

明日午後一時から参考人を呼ぶことにいたしておりますから、さう御了承願ひます。

午後四時二十四分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項ただし書中「又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの」を「若しくは公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの又は公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上若しくは衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

三 特定行政庁は、第一項但書の規定による許可をする場合において、は、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

○委員(中山福蔵君) それでは報告農林水産委員会から連合審査の申しいたします。

第五十五条第三項第一号を次のように改める。

一 商業地域内で、且つ、準防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの又は商業地域外で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの

第五十五条に次の二項を加える。

4 建築物の敷地が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部がそれぞれ第六十一条、第六十三条及び第六十四条又は第六十二条から第六十四条までの規定に適合するものであるときは、当該建築物がそれぞれ防火地域内又は準防火地域内にあるものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が、第六十一条、第六十三条及び第六十四条の規定に適合するものであるときは防火地域内にあるものとみなし、その他のときは準防火地域内にあるものとみなし、それぞれ第一項から第三項までの規定を適用する。

第八十五条第四項中「博覧会建築物」の下に、「仮設店舗」を加え、同条第五項中「六月以内の期間」の下に「（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を加える。

第八十六条の見出しを「（総合的設計による一団地の建築物の取扱）」に改め、同条中「一街区内」を「一団地内」に、「総合的設計」を「総合的設計」に改め、同条に次の二項を加える。

2 一団地の住宅経営に関する都市計画を決定する場合においては、空地地区については、別表第三（い）欄に掲げる空地地区の種類に応じ、同表に掲げる延面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合及び外壁又はこれに代る柱の面から敷地境界線までの距離と異なるこれらの割合及び距離の基準を定めることができる。

3 前項の都市計画に基き建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、且つ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該空地地区内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十六条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。